《 入院時食事療養について 》

当センターでは、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）			
70歳未満の方			
区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食510円
〃　※指定難病患者等			1食300円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食240円
		91日以上	1食190円

70歳以上の方			
区分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食510円
〃　※指定難病患者等			1食300円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食240円
（低所得者Ⅱ）		91日以上	1食190円
住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）			1食110円

島田療育センター